

定時制課程 生徒・保護者等 様

京都府立朱雀高等学校
校長 塩川 拓 司

「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について

平素より本校の教育活動に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月から、熱中症警戒アラートより、さらに警戒を強める一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新たに創設されました。このアラートは、過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されるものです。具体的には、京都府内の全ての暑さ指数情報提供地点（全8か所）における、翌日の最高暑さ指数（WBGT）が35以上に達すると予想される場合等に、前日の14時頃に発表されるものです。

つきましては、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、下記のとおり対応いたしますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 「熱中症特別警戒アラート」が発表された翌日は、原則教育活動の中止を判断します。授業日であれば、臨時休業とし、土日及び祝日、長期休業中であれば部活動や補習等の教育活動を中止することとします。
- 2 授業日を臨時休業とした場合、後日に授業回復日を設定する等、回復措置をとります。
- 3 部活動等の公式戦・公式行事が実施されたり、他府県での公式戦・公式行事への参加に伴う移動が必要であったりするなど、特別な事情がある場合は、参加の可否を個別に検討し、引率者より連絡します。
- 4 「熱中症特別警戒アラート」の発表時は、水分・塩分補給に気をつけるとともに、冷房の効いた室内で過ごすことが望まれます。居住地の市町村によっては、冷房が使いにくい住民の方に向けて、同アラート発表時に解放されるクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を指定し、施設の所在地などをホームページ上に公表されています。
- 5 日頃の熱中症対策として、十分な睡眠や食事により体調を整えておくことが大切です。また、体調に心配がある時に、無理をして学校の活動に参加することは熱中症リスクを高めます。何らかの不安がある時には、教職員に連絡の上、参加を控え体調の回復等に努めていただきますようお願いします。

「熱中症特別警戒アラート」の発表について

発表単位は都道府県単位。それぞれの都道府県内の全ての暑さ指数（WBGT）情報提供地点において、翌日の日最高暑さ指数が35以上となることが予測される場合に発表。発表は前日の14時頃。

情報は、環境省ホームページ、気象庁の防災情報提供システム、京都府の防災・防犯情報メール等から入手できます。

※京都府の防災・防犯情報メール配信システムについては、以下のURLを確認してください。

(<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/mail.html>) (登録用2次元コード)

※参考 「熱中症予防情報サイト」（環境省） <https://www.wbgt.env.go.jp/>

